
太宰府市一般廃棄物処理基本計画

令和 8 年 3 月

太宰府市

目 次

第1編 ごみ処理基本計画

<u>第1章 基本的事項</u>	1
第1節 策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
 <u>第2章 市の概況</u>	6
第1節 本市の状況	6
 <u>第3章 ごみ処理の現況</u>	9
第1節 ごみ処理の現況	9
第2節 助成事業	12
第3節 ごみ排出量	13
第4節 施設概要	18
第5節 前回計画の検証	21
 <u>第4章 ごみ処理の課題</u>	23
第1節 課題の抽出	23
 <u>第5章 将来ごみ量の予測</u>	25
第1節 ごみ排出量予測の考え方	25
第2節 将来人口	26
第3節 ごみ排出量の予測結果	27
 <u>第6章 ごみ処理基本計画</u>	29
第1節 基本理念	29
第2節 基本方針	29
第3節 減量化・資源化の目標	30
第4節 減量化・資源化の目標達成に向けた施策	32
第5節 収集・運搬計画	34
第6節 中間処理計画	34
第7節 最終処分計画	34

第2編 生活排水処理基本計画

<u>第1章 生活排水処理の現況</u>	35
第1節 生活排水処理の現況	35
第2節 生活排水の処理形態別人口の実績	38
第3節 し尿及び浄化槽汚泥収集量	39
第4節 前回計画の検証	40
第5節 施設概要	40
第6節 生活排水処理における課題	41
<u>第2章 生活排水処理基本計画</u>	42
第1節 基本方針	42
第2節 生活排水処理の目標	43
第3節 生活排水処理の目標達成に向けた施策	47
第4節 収集・運搬計画	47
第5節 中間処理計画	47
第6節 最終処分計画	48

第1編 ごみ処理基本計画

》第1章 基本的事項

第1節 策定の趣旨

今日では、技術革新と経済発展によって、私たちの暮らしはより豊かになってきました。しかしそれに伴い、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会が形成され、有限な資源の枯渇や、海洋プラスチックごみ等が問題視されています。このことから、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、環境への負担を考慮した「循環型社会」へと転換していくことが求められています。

国では、令和6年8月に「循環型社会形成推進基本法(平成12年6月)」(以下、循環基本法という)により第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題の解決にくわえ、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の解決も目指すため本計画では循環経済への移行を国家戦略として位置付け、令和12年度を目標年次とした同計画を策定しました。

また、前計画の第四次循環型社会形成推進基本計画策定以降に施行されたプラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全体で、あらゆる主体の資源循環の取組を促進する「プラスチック資源循環促進法(令和4年4月)」や、食品ロス削減を推進するための「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年10月)」はさらに活動を推奨し結果を出す必要があるとして、施策に組み込まれています。

福岡県においては、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「第五次福岡県環境総合基本計画(令和4年3月)」を策定し、廃棄物の排出抑制、循環的利用、適正処理を進めていくことを目的とし「福岡県廃棄物処理計画(令和3年3月)」が策定されていますが、令和7年度までの計画期間が終了することに伴い、新たな「福岡県廃棄物処理計画」を策定しています。

また、本市では令和3年度に「第四次太宰府市一般廃棄物処理基本計画」を策定しており、中間目標年度が令和7年度であったことから、前回計画で定めていた目標の達成状況の確認とともに、状況の変化をふまえて、本市における一般廃棄物処理について、総合的かつ中長期的に基本方針を定め、必要な見直しを行うものです。

第2節 計画の位置付け

1. 廃棄物処理関連法令等

太宰府市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づいて策定するもので、本市における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

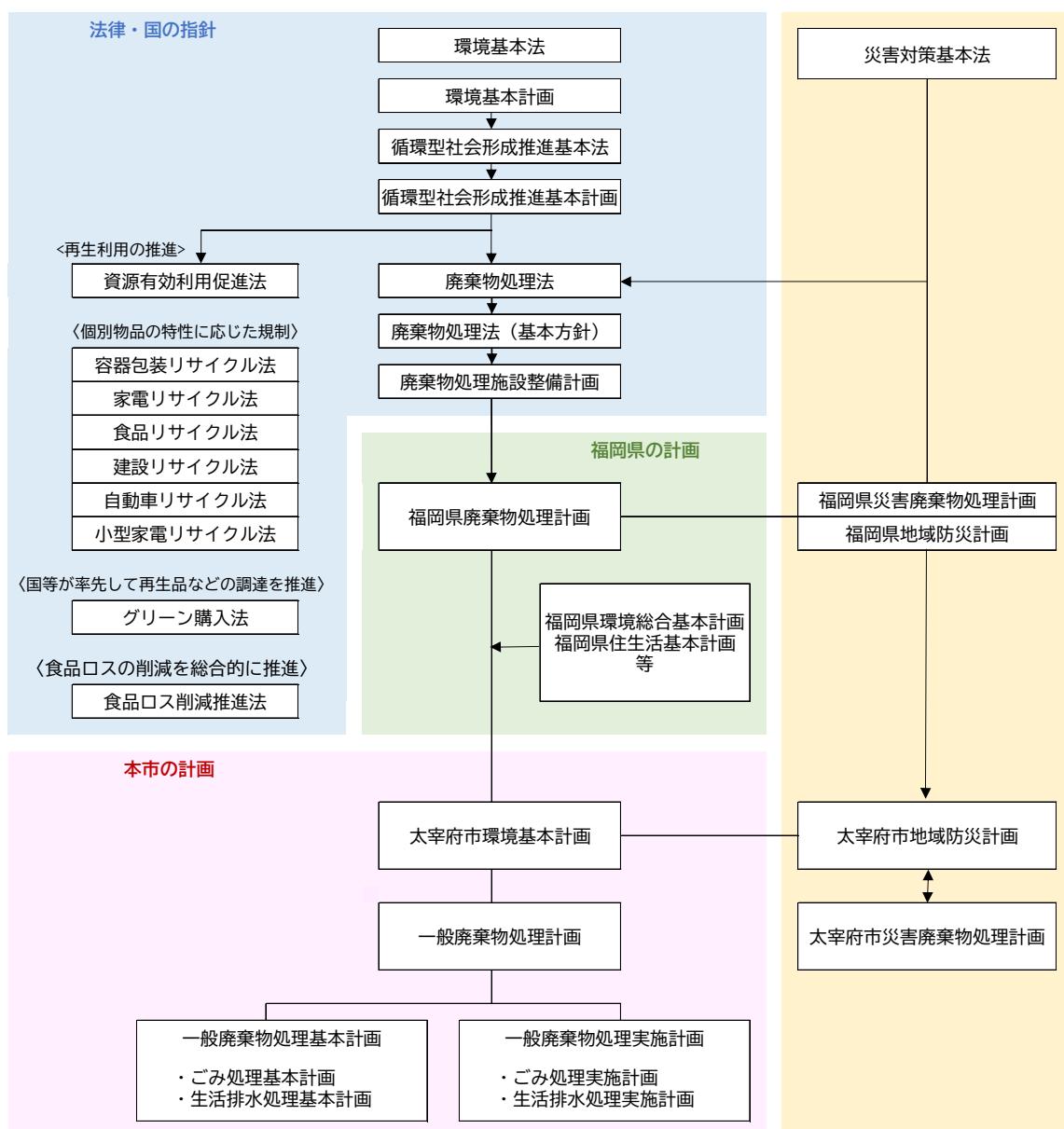


図 1-1-1 循環型社会の形成を推進するための法体系

2. 国・県の関連計画

1) 国の定める計画

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。

国は、循環型社会の形成に向けた中長期的な方向性として、5つの柱を掲げ、その実現に向けて計画目標年度までに国が講すべき施策を示した「第五次循環型社会形成推進基本計画」を令和6年8月に閣議決定しています。

(2) 廃棄物処理法に基づく基本方針

廃棄物処理法に基づく基本方針は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき、廃棄物の減量とその他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものとしています。

国は世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化、人口減少・少子高齢化に伴う地域経済衰退、国民のライフスタイルの変化など、これから廃棄物処理を取り巻く情勢の変化をふまえ、令和7年2月に「廃棄物処理法に基づく基本方針」を改訂しました。この改訂は、令和6年8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で行われたものになります。

(3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法基本方針に即して定められるものとしています。

国は、当該計画に定められた各重点目標の推移や社会状況の変化をふまえ、循環型社会及び低炭素社会等の推進を掲げた「廃棄物処理法の基本指針」や「第五次循環型社会推進基本計画」に即して、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図るため、令和5年6月に新たな整備計画を定めました。

2) 県の定める計画

(1) 福岡県廃棄物処理計画

福岡県では、令和3年度に「福岡県廃棄物処理計画」を策定しており、福岡県内の廃棄物の排出・処理の現状及び課題の抽出、将来の目標値の設定がされています。当該計画の施策を図1-1-2に示します。

資源の消費抑制	資源循環利用の推進	廃棄物の適正処理による環境負荷の低減
<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発活動 産業廃棄物税を活用した3R等の推進 食品ロス削減推進事業 プラスチック資源循環の促進 農業用廃プラスチックの適正処理の推進など 	<ul style="list-style-type: none"> 各種リサイクル法に基づく取り組みの推進 リサイクル製品の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の適正処理の推進 産業廃棄物の適正処理の確保 廃棄物の不適正処理の防止

図1-1-2 福岡県廃棄物処理計画の施策

3. 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本市行政区域内全域とします。

4. 適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、計画対象区域で発生するすべての一般廃棄物とします。

ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物や「家電リサイクル法」等の対象となる廃家電等は、ごみ排出量を把握する対象から除外します。

特別管理一般廃棄物^{※1}は、処理体系が違うため、ごみ排出量を把握する対象から除外します。

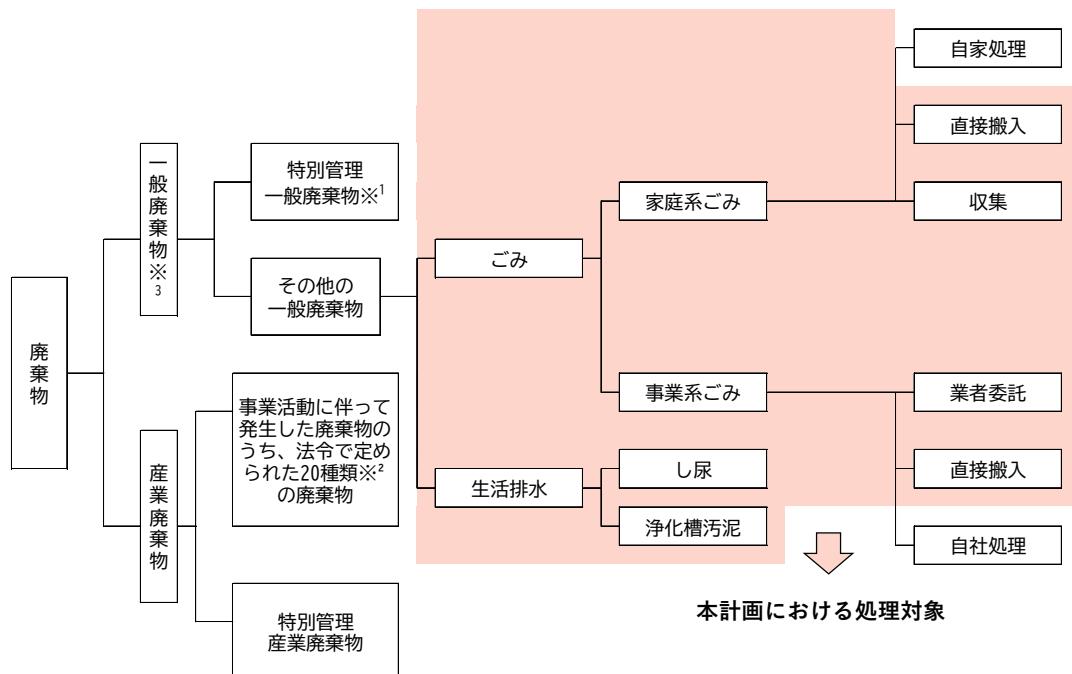


図 1-1-3 本計画の適用範囲

※¹特別管理一般廃棄物とは…

廃棄物処理法では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を特別管理一般廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

※²事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、法令で定められた 20 種類とは…

産業廃棄物は事業活動にともなって生じる廃棄物のうち、法律で定められた 20 種類に分けることができ、事業活動に伴って生じる廃棄物でも、20 種類に該当しない廃棄物は、一般廃棄物の「事業系一般廃棄物」になります。

20 種類の内訳は以下の通りです。

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず
- ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん ⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず
- ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物の糞尿 ⑲動物の死体 ⑳①～⑯の廃棄物を処分するために処理したもの

※³一般廃棄物に分類されるごみでも、市で処理できないごみは産業廃棄物として処理される場合があります。

5. 計画目標年度

本計画では、令和7年度を第五次一般廃棄物処理基本計画の策定年度とし、中間目標年度を令和12年度と17年度、計画目標年度を令和22年度とします。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
策 定 年 度	◆															
計 画 期 間		◆														◆
計 画 目 標																◆
中 間 目 標						◆					◆					

◆ = 今回計画

図 1-1-4 計画期間と目標年度

6. 計画の進行管理

ごみ減量等目標値を達成していくためには、取り組みの状況や目標値の達成等を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要となります。

この考えに基づき、本計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善・代替案）のPDCAサイクルにより、継続的改善を図ります。また、各施策の費用対効果についても検討し、効率的・経済的な施策の実施を行います。

なお、Check（評価）で使用する「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」とは、環境省が市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、ガイドラインのひとつとして公表したものです。

これを使用することで、類似自治体と本市の一般廃棄物処理システムが比較でき、進捗度やシステムで改善すべき課題を客観的に評価することができます。



》第2章 市の概況

第1節 本市の状況

1. 沿革・地勢

本市は、昭和57年4月に市制施行を行い、筑紫郡太宰府町から太宰府市となりました。

市面積は29.60km²（令和6年度現在）であり、地理的には福岡市から南東約16kmの中部に位置し、北に宇美町、南東に筑紫野市、西に春日市があります。

本市は奈良・平安時代に九州地区の統治組織「大宰府」が置かれていたことから、古代より栄えた都市であるため、太宰府天満宮をはじめ多くの史跡・文化財が現存しており、毎年大勢の観光客が訪れる観光都市です。

また、現在の元号「令和」は、今から約1,300年前に大宰府で行われた「梅花の宴」で詠まれ万葉集に収められた、梅花の歌三十二首序文の文言より引用されました。そのため、太宰府市は令和ゆかりの地として注目されています。



図1-2-1 位置図

2. 人口

1) 人口と世帯数

本市の人口、世帯数はともに横ばいにあり、令和6年度人口は71,440人で、世帯数は33,518世帯でした。

表 1-2-1 人口の推移

	人口 (人)		世帯数 (世帯)		1世帯あたり 人口 (人)
	人口	増減	世帯数	増減	
平成27年度	71,564	-	30,738	-	2.33
平成28年度	71,659	95	31,065	327	2.31
平成29年度	71,685	26	31,275	210	2.29
平成30年度	71,598	-87	31,602	327	2.27
令和元年度	71,708	110	31,975	373	2.24
令和2年度	71,726	18	32,375	400	2.22
令和3年度	71,613	-113	32,520	145	2.20
令和4年度	71,298	-315	32,716	196	2.18
令和5年度	71,505	207	33,204	488	2.15
令和6年度	71,440	-65	33,518	314	2.13

※平成27～令和6年度：各年度末人口

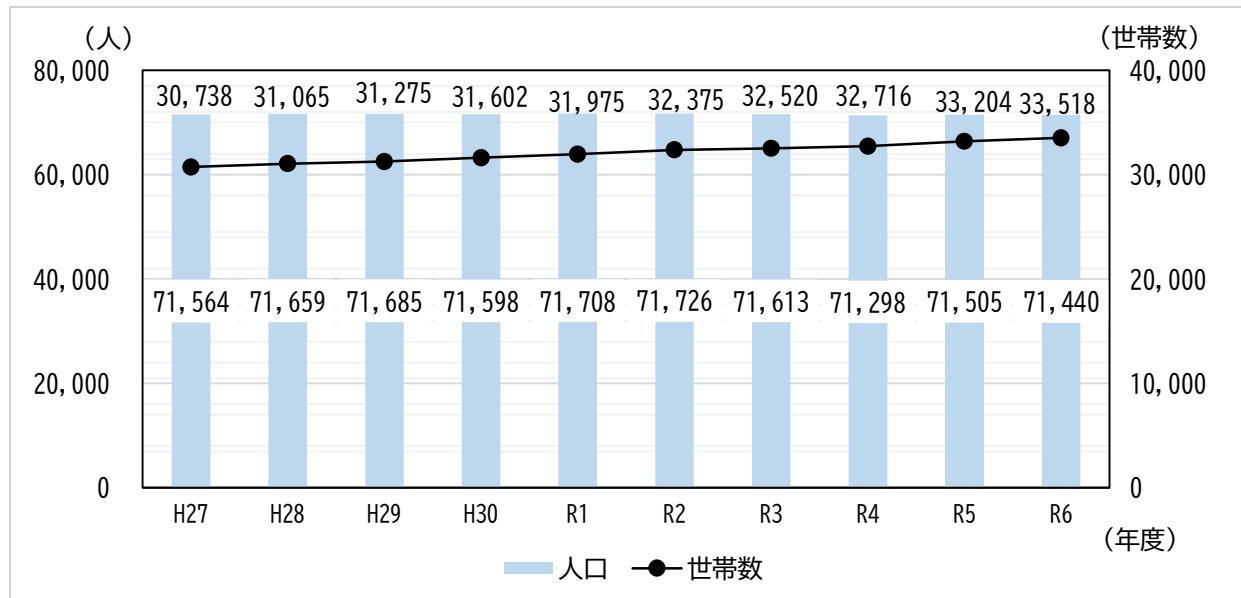


図 1-2-2 人口の推移

3. 産業

令和3年の産業別就業者数の割合は第一次産業が0.004%、第二次産業が11.1%、第三次産業が88.9%となっています。事業所数が最も多いのは「卸売業、小売業」で570事業所となっており、次いで「医療、福祉」、「建設業」となっています。従業員数では、「卸売業、小売業」が4,933人と最も多く、次いで「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「宿泊業、飲食サービス業」となっています。

表1-2-2 産業別従業者数

項目		事業所数(件)	従業者数(人)
第一次産業	農業	0	0
	林業	1	1
	漁業	0	0
	小計	1	1
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
	建設業	224	1,465
	製造業	85	1,139
	小計	309	2,604
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	4	33
	情報通信業	50	112
	運輸業、郵便業	57	1,105
	卸売業、小売業	570	4,933
	金融業、保険業	32	411
	不動産業、物品賃貸業	131	487
	学術研究、専門・技術サービス業	88	581
	宿泊業、飲食サービス業	175	2,044
	生活関連サービス業、娯楽業	159	904
	教育、学習支援業	85	2,362
	医療、福祉	259	3,890
	複合サービス業	10	59
	サービス業（他に分類されないもの）	150	1,100
	公務（他に分類されるものを除く）	10	467
	小計	1,780	18,488
	合計	2,090	21,093

出典：令和3年経済センサス-活動調査

》第3章 ごみ処理の現況

第1節 ごみ処理の現況

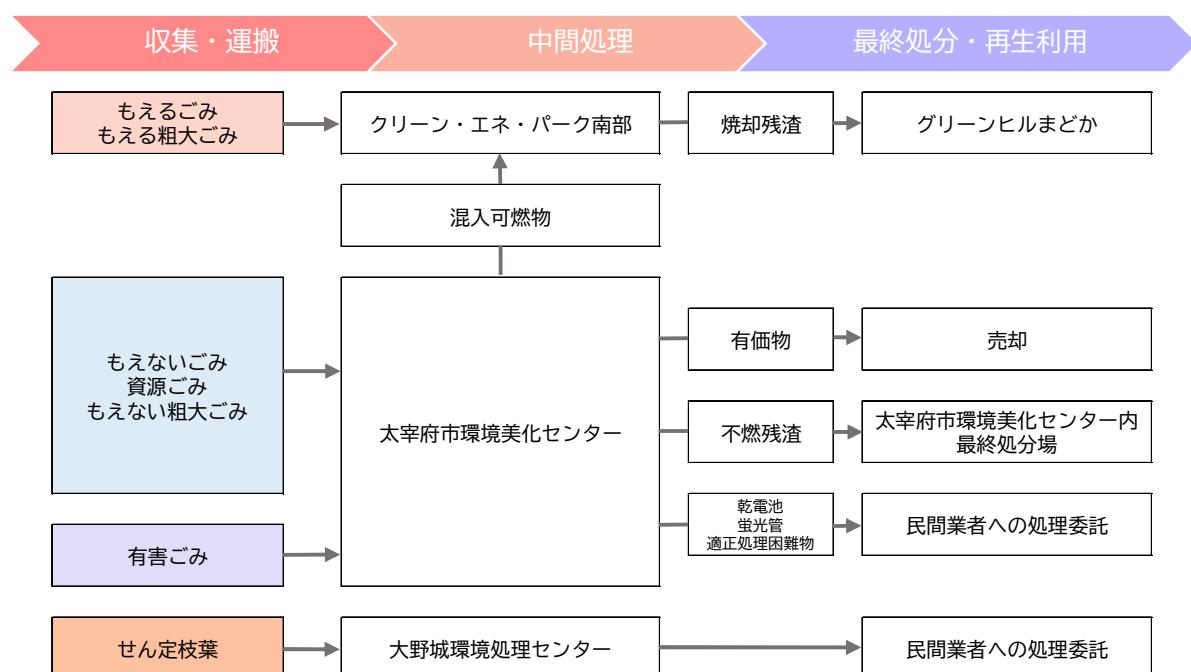
1. ごみ処理の体系

本市の、一般家庭より排出される家庭系ごみは委託業者により収集、運搬が行われており、事業所等より排出される事業系ごみは直接搬入または許可業者により収集、運搬が行われています。

ごみの中間処理は、「クリーン・エネ・パーク南部」「太宰府市環境美化センター」「大野城環境処理センター」において行っています。クリーン・エネ・パーク南部の「ごみ焼却施設」において、もえるごみ・もえる粗大ごみの焼却処理を行い、もえないごみ・資源ごみ・もえない粗大ごみ・有害ごみは太宰府市環境美化センター、せん定枝葉は大野城環境処理センターでそれぞれに応じた処理を行っています。

最終処分については、「グリーンヒルまどか」、「太宰府市環境美化センター内最終処分場」で行われています。

本市におけるごみ処理フローは図1-3-1のとおりです。



2. ごみ処理経費

令和6年度のごみ処理事業費は約11億1千万円で、1人当たりの処理経費は15,481円でした。令和4年度に大きく減少しましたが、令和6年度からは物価高騰等により諸経費が増加するなど再び増加傾向となっています。

表1-3-1 ごみ処理経費の推移

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6	
ごみ処理	人件費	千円	33,497	32,789	35,228	34,992	38,668
	処理費	千円	82,024	87,286	81,291	84,726	130,945
	委託費	千円	592,409	600,274	601,628	605,421	609,795
	組合分担金	千円	324,641	323,322	274,845	298,497	313,753
	その他	千円	19,565	22,701	22,652	21,379	17,232
	合計	千円	1,052,136	1,066,372	1,015,644	1,045,015	1,110,393
	1人当たり 処理経費	円/人	14,669	14,867	14,160	14,570	15,481

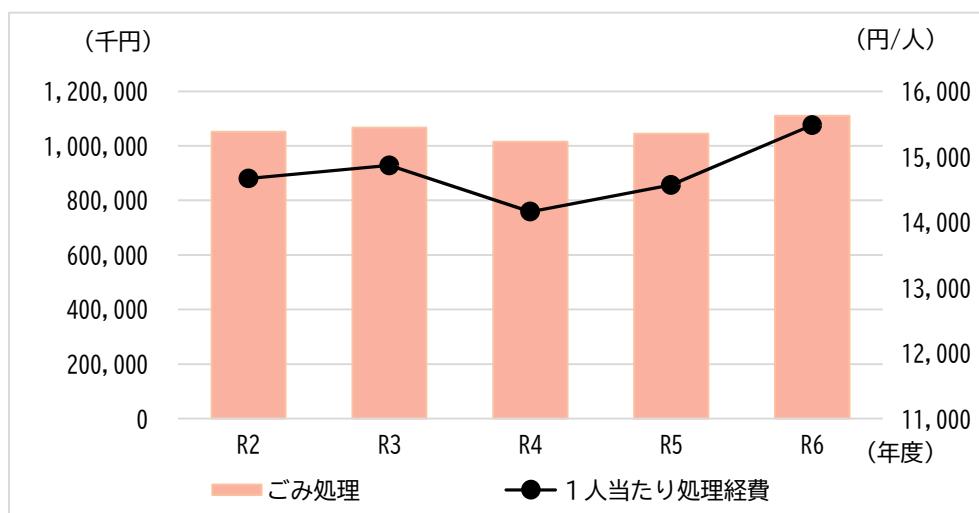


図1-3-2 ごみ処理経費の推移

3. 収集運搬状況

1) 分別区分の状況

本市が収集する家庭系ごみの分別区分、収集回数は表 1-3-2 に示すとおりです。

表 1-3-2 ごみ分別区分及び収集回数

分別		ごみ袋	対象	収集方式	収集回数	運営
もえるごみ		指定袋	生ごみ、皮革類、ゴム類、ポリ容器 発泡スチロール、CD・DVD、紙おむつ プラスチック・ビニール類など	戸別	2回/週	委託
も え な い ご み	BIN・缶	指定袋	飲食用のBIN・缶	ステーション	2回/月	委託
	その他	指定袋	飲食用のBIN・缶以外のもえないごみ	ステーション	1回/月	委託
ペットボトル・白色トレイ		指定袋	蓋とラベルをはがしたペットボトル、白色トレイ	ステーション	1回/月	委託
粗大ごみ		粗大ごみ・ せん定枝シール	もえる・もえないごみ専用袋に入らない もの	戸別(要予約)	1回/月	委託
せん定枝		粗大ごみ・ せん定枝シール	家庭から出たせん定枝や落葉(草は除く)	戸別(要予約)	1回/週	委託

2) ごみ処理有料化

ごみ出しの際に市指定の有料のごみ袋を利用することで、ごみ処理費用の一部としています。粗大ごみについては、有料の粗大ごみ処理シールを貼付することとしています。

表 1-3-3 本市の指定ごみ袋・粗大ごみ処理シールの手数料

種類		規格	金額
家庭系 ごみ	もえるごみ	大	45円/枚
		中	30円/枚
		小	15円/枚
		特小	10円/枚(令和8年度1月導入)
	もえないごみ (BIN・缶、その他)	大	40円/枚
	小	25円/枚	
	ペットボトル 白色トレイ	大	20円/枚
	粗大ごみ	粗大ごみおよび せん定枝シール	
	せん定枝		500円/枚
事業系 ごみ	もえるごみ	特大	140円/枚
		大	90円/枚
	もえないごみ (BIN・缶、その他)		85円/枚
	ペットボトル 白色トレイ		30円/枚

3) 直接搬入時の処理手数料及び使用料

太宰府市指定ごみ処理施設へ直接搬入をする場合、それぞれの施設によって持ち込めるごみの種類、手数料が変わります。ごみ搬入の事前準備も施設によって異なり、「クリーン・エネ・パーク南部」のみ事前の予約が必要となります。

表 1-3-4 直接搬入時の処理手数料及び使用料

	クリーン・エネ・パーク南部	太宰府市環境美化センター	大野城環境処理センター
搬入できるごみ	もえるごみ・もえる粗大ごみ	もえないごみ、もえない粗大ごみ ビン・缶類、陶器・金属類 小型家電類、有害ごみ(蛍光管・乾電池類)	せん定枝、刈草、枯木、枯葉 廃木材、木製家具
手数料	10kgにつき140円 (10kg未満は10kgとする)	10kgにつき140円 (10kg未満は10kgとする)	10kgにつき110円 (10kg未満は10kgとする)

第2節 助成事業

1. 太宰府市生ごみ処理機購入費補助金

本市では、家庭から排出される生ごみの堆肥化など、ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機の購入者に対して補助金を交付しています。

表 1-3-5 生ごみ処理機購入費補助金

	補助額	手続き方法	補助対象者
生ごみ処理機	購入金額の1/2 個人 (上限2万円) ※1世帯につき1基	購入後に申請書・請求書 を書面で提出	市内に住所を有し住民基本台帳に 記載があり、同一世帯で5年間以内に 補助金を受けた者がおらず、 かつ市税の滞納がないもの

※当該年度の予算の範囲内での助成となります。

2. ダンボールコンポスト

生ごみ処理機の他にも、生ごみの排出量を減らす方法としてダンボールコンポストがあります。本市ではダンボールコンポストの講座を開催しており、家庭でも簡単にごみ減量に取り組めるとして普及を呼びかけています。

第3節 ごみ排出量

1. ごみ排出量

本市のごみ総排出量（集団回収量を含む）は、令和6年度で19,680t/年であり、令和2年度と比較すると約8.5%減少しています。

集団回収量は令和6年度に1,091tで、令和2年度と比較すると約24.7%減少しています。

表1-3-6 ごみ排出量実績

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
人口（年度末人口）	人	71,726	71,613	71,298	71,505	71,440
ごみ総排出量	もえるごみ	t/年	17,226	16,912	16,414	16,096
	もえないごみ	t/年	1,208	1,131	1,023	987
	ペットボトル・白色トレイ	t/年	181	189	199	201
	粗大ごみ	t/年	471	423	379	358
	せん定枝	t/年	983	1,002	1,197	1,328
集団回収量	t/年	1,449	1,408	1,325	1,216	1,091
合計	t/年	21,518	21,064	20,537	20,186	19,680

※太宰府市搬入搬出内訳

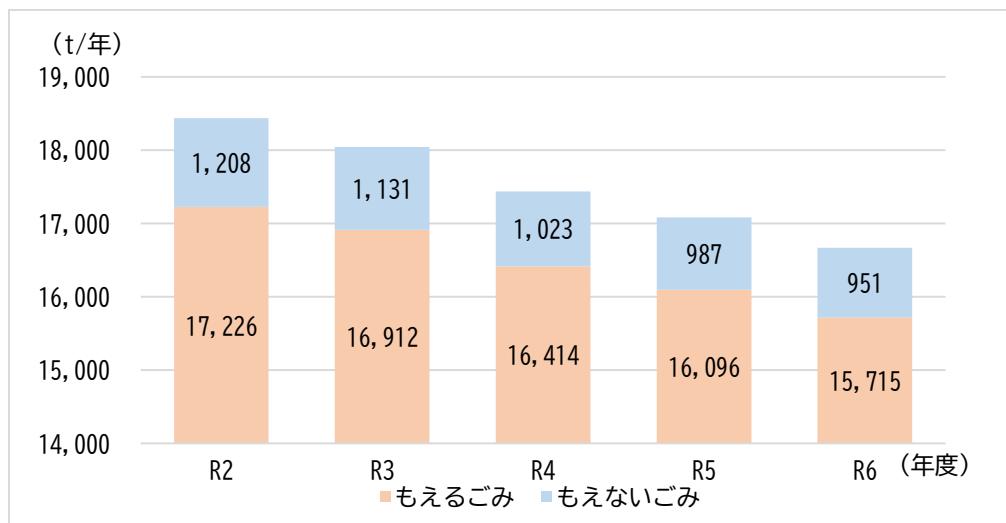


図1-3-3 ごみ排出量実績

2. 1人1日当たりのごみ排出量

収集・直接搬入ごみの年間総排出量を、人口で除した1人1日当たりのごみ排出量は令和6年度で約754.7g/人・日となっており、令和2年度と比較すると、約8.2%減少しています。全国平均（令和3年度：890g/人・日）及び福岡県平均（令和7年度：918g/人・日）と比較しても本市の1人1日当たりのごみ排出量は少ないとえます。

表1-3-7 1人1日当たりごみ排出量実績

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
人口（年度末人口）	人	71,726	71,613	71,298	71,505	71,440	
ごみ総排出量	もえるごみ	g/人・日	658.0	647.0	630.7	615.0	602.7
	もえないごみ	g/人・日	46.1	43.3	39.3	37.7	36.5
	ペットボトル・白色トレイ	g/人・日	6.9	7.2	7.7	7.7	7.6
	粗大ごみ	g/人・日	18.0	16.2	14.6	13.7	14.3
	せん定枝	g/人・日	37.6	38.3	46.0	50.7	51.9
集団回収量	g/人・日	55.3	53.9	50.9	46.5	41.8	
合計	g/人・日	821.9	805.9	789.2	771.3	754.7	

※出典：太宰府市搬入搬出内訳

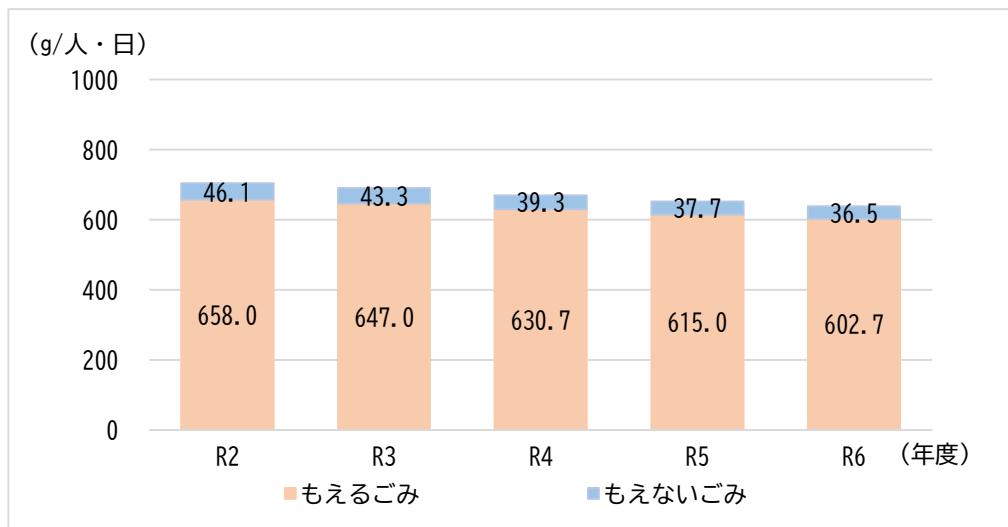


図1-3-4 1人1日当たりごみ排出量実績

3. 中間処理量

1) 焼却処理量

本市における焼却処理量は、令和6年度実績において15,715t/年でした。ごみ総排出量における焼却処理率は、79.9%となっています。

表1-3-8 焼却処理量実績

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量	t/年	21,518	21,064	20,537	20,186	19,680
焼却処理量	t/年	17,226	16,912	16,414	16,096	15,715
焼却処理率	%	80.1	80.3	79.9	79.7	79.9

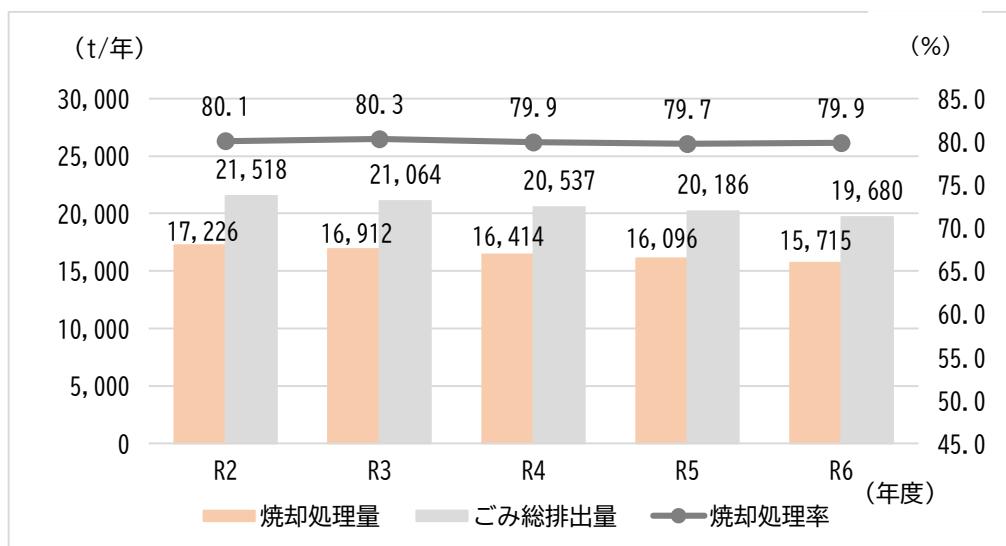


図1-3-5 焼却処理量実績

2) 最終処分量

本市における最終処分量は、令和6年度実績において1,975t/年であり、ごみ総排出量における最終処分率は、10.0%となっています。過去5年間での推移は横ばいの傾向を示しています。

表1-3-9 最終処分量実績

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
最終処分量	t/年	2,317	2,116	2,074	2,009	1,975
焼却残渣の埋立	t/年	2,017	1,835	1,831	1,759	1,758
処理残渣の埋立	t/年	300	281	243	250	217
最終処分率	%	10.8	10.0	10.1	10.0	10.0

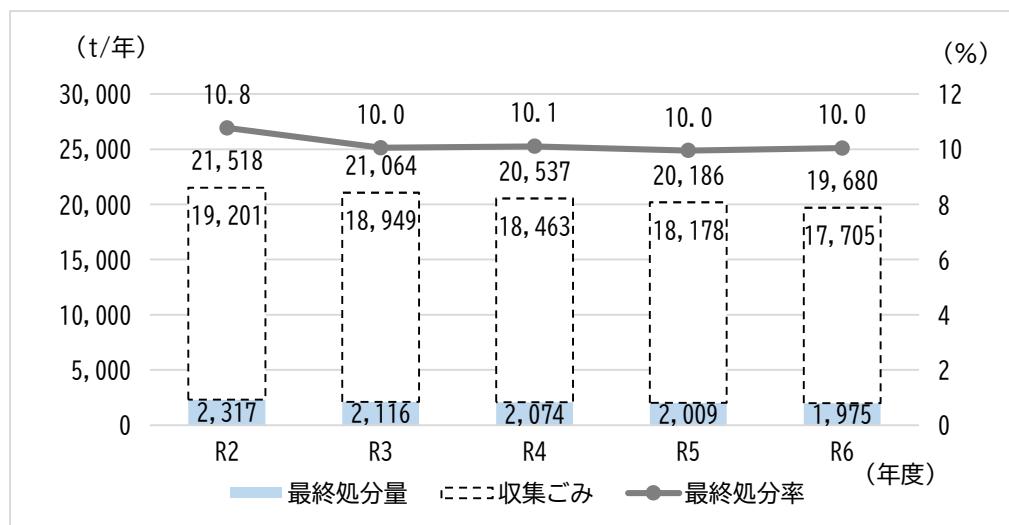


図1-3-6 焼却処理量実績

※焼却残渣…グリーンヒルまどかにて埋立されている可燃性残渣

※処理残渣…太宰府市環境美化センター内最終処分場で埋立されている不燃性残渣

3) 資源化量

資源化量を総ごみ量で除したリサイクル率について、令和6年度で18.2%となっています。リサイクル率は17.3%～18.4%内で増減を繰り返しています。

表1-3-10 資源化量実績

資源化量	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	t/年	3,752	3,647	3,735	3,714	3,576
ペットボトル・白色トレイ	t/年	149	158	161	159	143
せん定枝等	t/年	983	1,002	1,197	1,328	1,352
鉄・アルミの再資源化(ガラス類含む)	t/年	1,057	969	949	908	899
その他の再資源化	t/年	12	11	8	7	8
新聞紙・雑誌・ダンボールの再資源化	t/年	20	19	14	15	11
古布の再資源化	t/年	7	7	5	6	4
古紙等集団回収	t/年	1,449	1,408	1,325	1,216	1,091
小学校給食生ごみ	t/年	5	5	4	4	4
事業所古紙等	t/年	70	68	72	71	64
リサイクル率	%	17.4	17.3	18.2	18.4	18.2

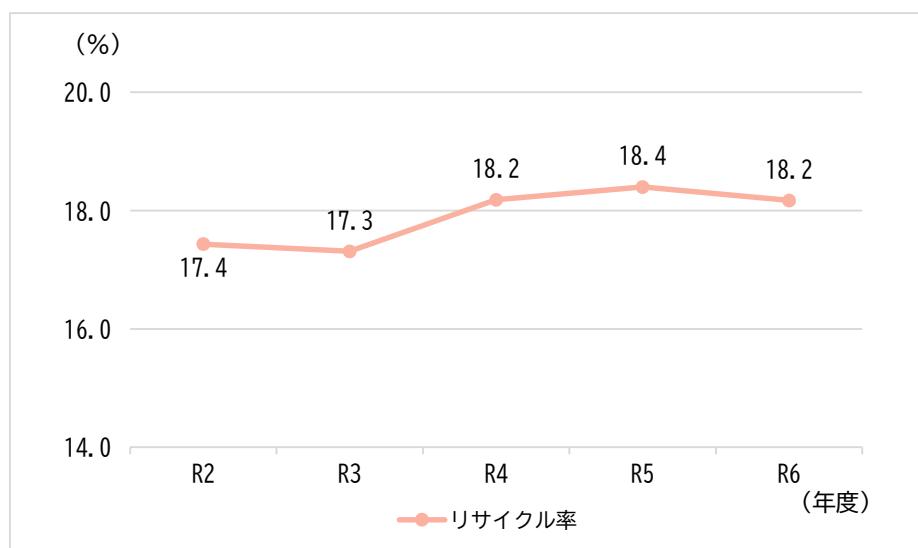


図1-3-7 リサイクル率実績

第4節 施設概要

1. 中間処理施設

1) 焼却施設

福岡都市圏南部環境事業組合所管の福岡都市圏南部工場(クリーン・エネ・パーク南部)において、焼却処理を行います。

表 1-3-11 福岡都市圏南部工場(クリーン・エネ・パーク南部)の概要

項目	内容	
施設名称	福岡都市圏南部工場(クリーン・エネ・パーク南部)	
所在地	福岡県春日市大字下白水104-5	
管轄	福岡都市圏南部環境事業組合	
建設年度	着工：平成25年4月 竣工：平成28年3月	
処理能力	510t/日 (170t/日×3炉)	
炉の形式	連続運転式ストーカー炉	
敷地面積	約95,000m ²	
建築面積 (焼却処理棟)	約7,950m ² 建築延床面積：16,860m ²	
設備内容	排ガス処理装置	ろ過集じん器 排ガス洗浄設備 触媒脱硝装置 活性炭吸着装置
	燃焼ガス冷却装置	廃熱ボイラ式
	煙突	外筒鉄筋コンクリート造 内筒鋼板製3本集合 高さ約80m
	予熱利用設備	発電(16,700kW) 場内予熱利用
設計施工	JFEエンジニアリング株式会社	

2) 不燃・粗大ごみ処理施設

本市で収集・運搬された不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみについては、太宰府市環境美化センターで処理を行っています。

表 1-3-12 太宰府市環境美化センターの概要

項目	内容
施設名称	太宰府市環境美化センター
所在地	太宰府市石穴3467番地36
埋立対象物	不燃残渣
埋立地面積	7,000m ²
埋立容量	42,550m ³
埋立開始年	平成3年4月
埋立工法	サンドイッチ+セル工法
浸出液処理	処理方式：凝集沈殿処理方式 処理規模：41m ³ /日
設計施工	株式会社クボタ

3) リサイクル施設

「大野城環境処理センター」は大野城太宰府環境施設組合事務局が運営する施設でごみ焼却施設、最終処分場、最終処分場浸出水処理施設を兼ね備えていましたが、ごみ焼却施設は平成31年3月に解体、最終処分場も平成25年3月に埋立を終了しました。

現在は最終処分場浸出水処理施設と、縁・廃木材のリサイクル事業で使用するストックヤードが令和元年に建設され、運営されています。

表 1-3-13 大野城環境処理センターの概要

項目	内容
施設名称	大野城環境処理センター
所在地	大野城市大字牛頸2472番地
管轄	大野城太宰府環境施設組合事務局
使用開始時期 (ストックヤード)	令和元年11月
施設容量	440m ³

2. 最終処分場

可燃ごみ焼却後の焼却灰・飛灰の最終処分は、福岡都市圏南部環境事業組合が管理する福岡都市圏南部最終処分場(グリーンヒルまどか)で埋立処分されています。

破碎した不燃性残渣の最終処分は、太宰府市環境美化センター内最終処分場で埋立処分されています。

表 1-3-14 グリーンヒルまどかの概要

項目	内容
施設名称	グリーンヒルまどか
所在地	大野城市大字中906-12
埋立対象物	焼却残渣
埋立地面積	約25,000m ²
埋立容量	約520,000m ³
埋立開始年	平成28年4月
埋立構造	オープン型準好気性埋立構造
埋立工法	処理方式：(カルシウム除去設備あり)接触曝気+凝集沈殿・砂ろ過 処理規模：180m ³ /日

表 1-3-15 太宰府市環境美化センター内最終処分場の概要

項目	内容
施設名称	太宰府市環境美化センター
所在地	太宰府市石穴3467番地36
埋立対象物	不燃残渣
埋立地面積	7,000m ²
埋立容量	42,550m ³
埋立開始年	平成3年4月
埋立工法	サンドイッチ+セル工法
浸出液処理	処理方式：凝集沈殿処理方式 処理規模：41m ³ /日
設計施工	株式会社クボタ

第5節 前回計画の検証

1. 数値目標の検証（達成状況）

1) 1人1日当たりのごみ排出量を693g/人・日以下に削減する

1人1日当たりのごみ排出量を表1-3-16に示します。

2) 1人1日当たりの可燃ごみ排出量を579g/人・日以下に削減する

1人1日当たりの可燃ごみ排出量を表1-3-16に示します。

3) リサイクル率を20%で維持する

リサイクル率の目標値を表1-3-16に示します。

4) 最終処分率を9.1%で維持する

最終処分率の目標値を表1-3-16に示します。

表1-3-16 1人1日当たりのごみ排出量の計画値

数値目標項目	単位	基準年度	現状	中間目標年度	目標年度
		令和元(2019)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和12(2031)年度
ごみ排出量	g/人・日	765.0	754.7	693.0	694.0
令和元(2019)年度比	%	-	98.7	90.6	90.7
可燃ごみ排出量	g/人・日	639.0	602.7	579.0	579.0
令和元(2019)年度比	%	-	94.3	90.6	90.6
リサイクル率	%	17.4	18.2	20.0	20.0
令和元(2019)年度比	%	-	104.6	114.9	114.9
最終処分率	%	10.0	10.0	9.1	9.1
令和元(2019)年度比	%	-	100.0	91.0	91.0

2. 現状の施策の評価

現行計画の実施状況を総評で評価します。

現行計画の施策は市民・事業者・市の3つの対象に分かれて形成されており、その中でも市対象の施策が重点的に取り組まれました。

例として、学校給食等で排出される生ごみの堆肥化や家庭用生ごみ処理機・ダンボールコンポスト補助金の交付です。

特にダンボールコンポストは初心者がつまづくポイントが多いため、初めてでも取り組めるよう分かりやすく実演を交えた講座の開催などごみの発生抑制(リデュース)を推進する施策を多く実施しました。

くわえて環境教育や啓発運動にも力を入れ、市内の公立小学校の4年生に「知ろう！太宰府の環境」という環境教育副読本を配布し、「こども環境講座」でごみ分別の体験学習の機会を設ける一方、年2回の環境美化運動や集団回収への参加を呼び掛けるなど市民が一丸となってごみ削減に取り組めるような施策を推進しました。

また、日常生活以外でのごみ排出について、災害時のごみ処理にも対策を講じました。

その基盤となるものとして、本市では令和6年度に災害廃棄物処理計画を作成しています。

》第4章 ごみ処理の課題

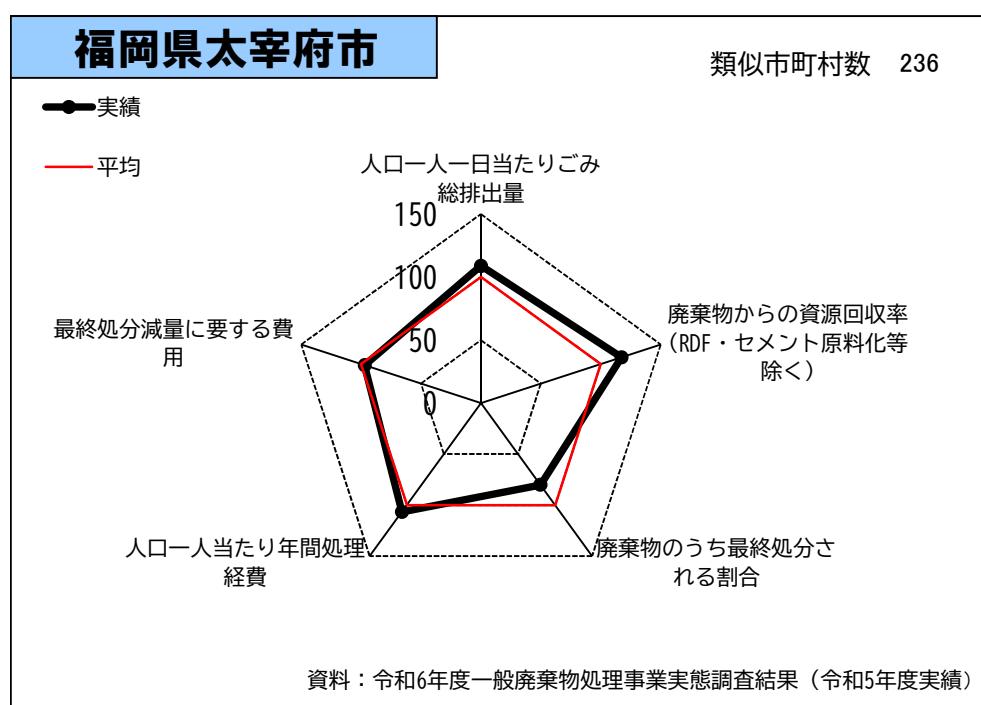
第1節 課題の抽出

1. ごみ処理システムの評価

本市のごみ処理システムについて、全国の類似市町村との比較による評価を行いました。比較にあたっては、環境省の「市町村一般廃棄物システム評価支援ツール」を用いています。このツールでは、それぞれの指標について、優れているほど外側になります。

1人1日当たりごみ排出量、廃棄物からの資源回収率、1人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用の4項目においては全国平均を上回っていますが、廃棄物のうち最終処分される割合は全国平均を下回る結果となっていました。

また、類似都市平均についてはほぼ全国平均と同数となっており、類似都市平均からも同様の結果となっていました。



※0～100は偏差値を示す。（全国平均＝偏差値50）

図 1-4-1 ごみ処理システム分析結果

表1-4-1 ごみ処理システム分析結果

類型都市の概要	都市形態	都市	
	人口区分	II	50,000人以上～100,000人未満
	産業構造	考慮していない	

〈指標の算出方法〉

標準的な指標		算出式	単位
廃棄物の発生	1人1日当たりごみ排出量	= ごみ総排出量 ÷ 365 ÷ 計画収集人口 × 10 ³	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	= 資源化量 ÷ ごみ総排出量	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	= 最終処分量 ÷ ごみ総排出量	t/t
費用対効果	1人当たり年間処理経費	= 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	= (処理及び維持管理費 - 最終処分費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)	円/t
	人口一人当たり年間処理経費	= 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口	円/人・年

2. ごみ処理における課題の抽出

本市のごみ処理の現状をふまえた上で、課題は以下に示すとおりです。

課題1	排出抑制における課題
本市におけるごみ排出量は減少傾向にあり、1人1日当たりのごみ排出量についても同様の傾向を示しています。今後は人口減少に伴い、ごみ排出量の自然減が見込まれますが、本計画の目標値の参照元である「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において掲げている、令和12年度時点でのもえるごみ排出量 579g/人・日の目標を達成するためには、さらなる取り組みが必要となります。	

課題2	再資源化における課題
本市の人口減少によるごみの排出量の減少に伴い、リサイクル率の低下が懸念されます。総排出量を抑制しつつ、リサイクル率を維持・向上させることにより、再資源化を推進することが課題であり、これを実現するためには、分別の徹底、資源回収体制の強化、市民への啓発活動の充実など、資源循環の高度化に向けた取り組みの強化をすることが求められます。	

》第5章 将来ごみ量の予測

第1節 ごみ排出量予測の考え方

1. 予測方法

総ごみ排出量について、「一般廃棄物処理基本計画策定指針」に基づいて、過去5年間の実績をもとに将来推計を行いました。総ごみ排出量の将来予測の考え方を図1-5-1に示します。

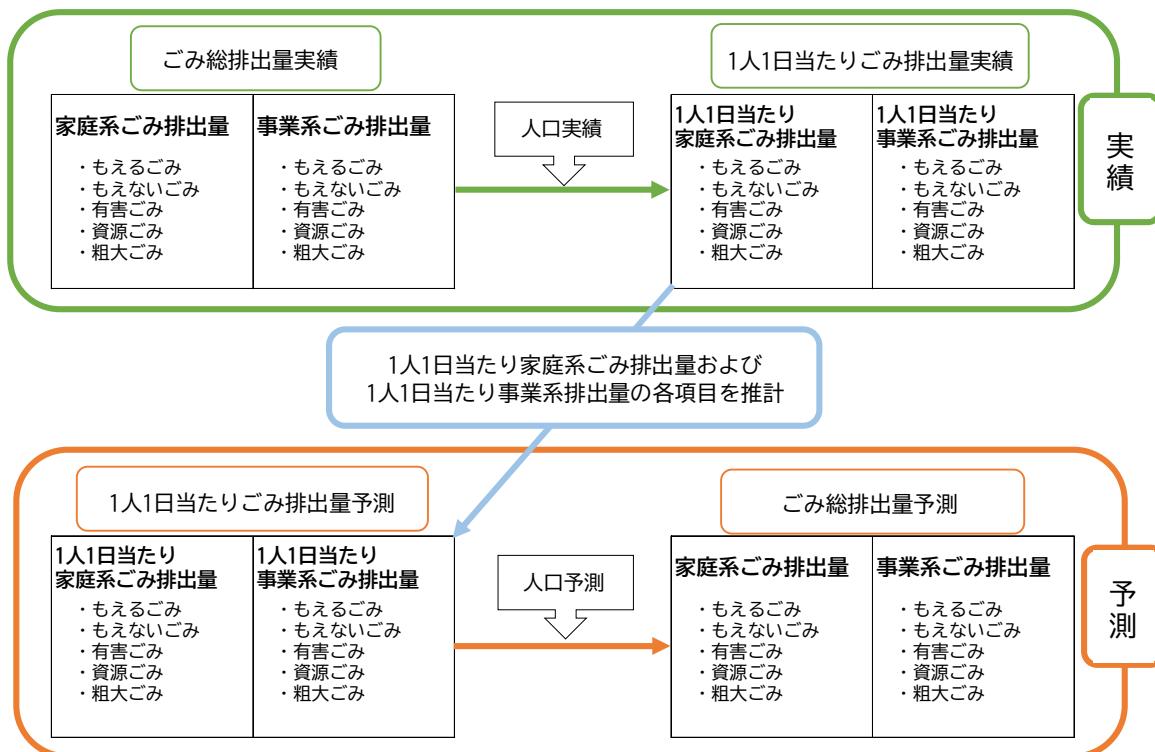


図1-5-1 総ごみ排出量の将来予測の考え方

5つの推計式によって5通りの予測値を算出し、このうち過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来におけるトレンドの動きが論理的矛盾を来たさないこと等を考慮して、最も妥当と判断されるものを採用します。実績傾向を良好に反映した予測結果が得られない場合は、近年の実績を参考に推計値を設定します。各推計詳細は資料編に記載します。

表1-5-1 本計画で用いる推計式

名称	推計式	備考
等差級数法	$Y = a + bx$	Y : 推計値 a, b : 係数 \ln , e : 自然対数, 逆対数 x : 年度
対数級数法	$Y = a + b \times \ln x$	
等比級数法	$Y = a \times e^{bx}$	
べき級数法	$Y = a \times x^b$	
逆数級数法	$Y = a + b \div x$	

第2節 将来人口

本計画の予測で使用する将来人口は、太宰府市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける将来人口推計を用いることとします。

表 1-5-2 太宰府市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける将来人口推計

単位：人

	年度	人口
実績	R2	71,726
	R3	71,613
	R4	71,298
	R5	71,505
	R6	71,440
将来人口推計	R7	71,641
	R9	72,042
	R10	72,242
	R11	72,443
	R12	72,643
	R13	72,544
	R14	72,446
	R15	72,347
	R16	72,249
	R17	72,150
	R18	71,996
	R19	71,842
	R20	71,687
	R21	71,533
	R22	71,379

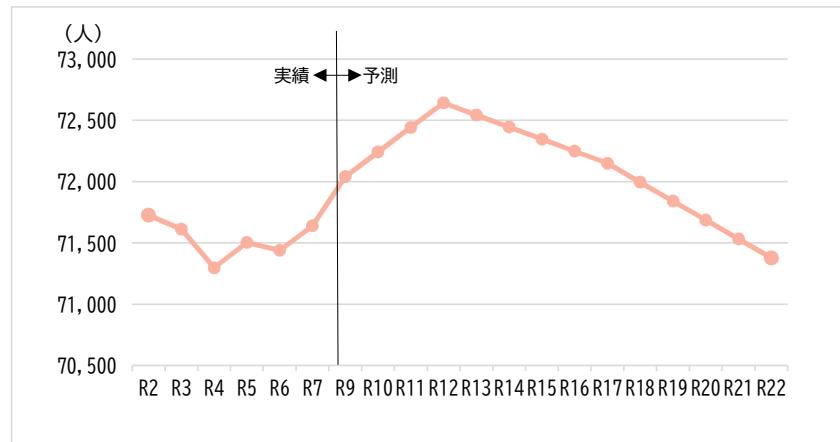


図 1-5-2 総合計画における将来人口推計

第3節 ごみ排出量の予測結果

1. ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量及び処理・処分量の予測結果を以下に示します。

1) ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量は増加する見込みであり、中間目標年度である令和12年度、令和17年度においてのごみ排出量が19,585t/年、19,273t/年と見込まれます。

また、計画目標年度の令和22年度でごみ排出量は18,854t/年と見込まれます。

表1-5-3 ごみ排出量推計結果

項目	単位	実績	予測		
		現状	中間目標年度		計画目標年度
		R6	R12	R17	R22
人口(年度末人口)	人	71,440	72,643	72,150	71,379
ごみ総排出量	もえるごみ	t/年	15,715	15,548	15,240
	もえないごみ	t/年	951	965	950
	ペットボトル・白色トレイ	t/年	199	207	207
	粗大ごみ	t/年	372	356	350
	せん定枝	t/年	1,352	1,400	1,421
集団回収量	t/年	1,091	1,109	1,105	1,090
合計	t/年	19,680	19,585	19,273	18,854

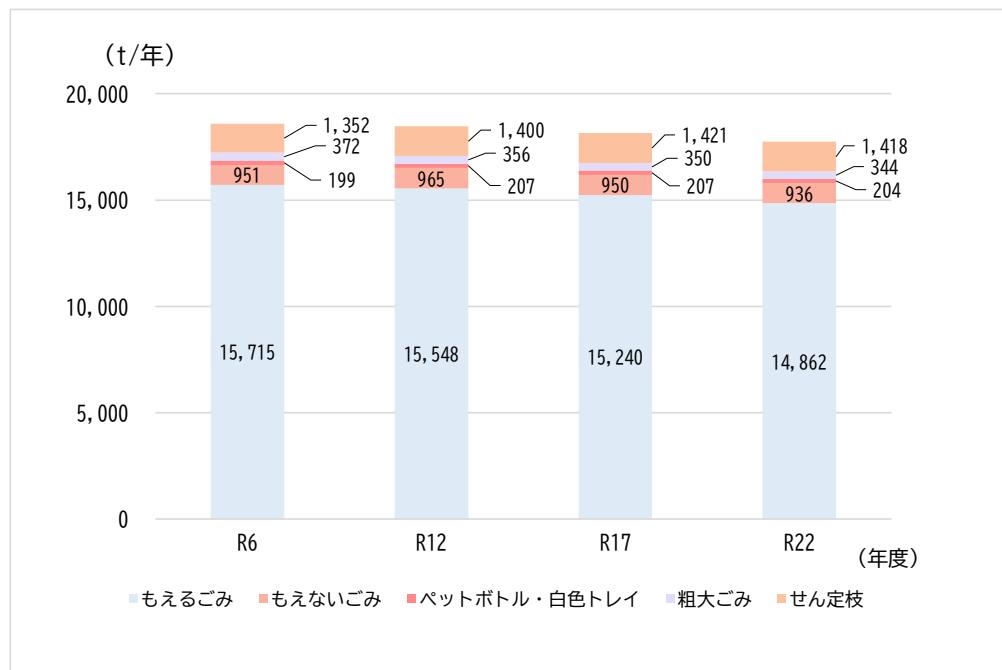


図1-5-3 ごみ排出量推計結果

2) 1人1日当たりごみ排出量の予測結果

1人1日当たりのごみ排出量は、増加する見込みであり、中間目標年度である令和12年度、令和17年度において1人1日当たりのごみ排出量が738.6g/人・日、729.9g/人・日と見込まれます。

また、計画目標年度の令和22年度で1人1日当たりのごみ排出量は723.5g/人・日と見込まれます。

表1-5-4 1人1日当たりごみ排出量推計結果

項目	単位	実績	予測		
		現状	中間目標年度		計画目標年度
		R6	R12	R17	R22
人口(年度末人口)	人	71,440	72,643	72,150	71,379
ごみ総排出量	もえるごみ	g/人・日	602.7	586.4	577.1
	もえないごみ	g/人・日	36.5	36.4	36.1
	ペットボトル・白色トレイ	g/人・日	7.6	7.8	7.8
	粗大ごみ	g/人・日	14.3	13.4	13.3
	せん定枝	g/人・日	51.9	52.8	53.8
集団回収量	g/人・日	41.8	41.8	41.8	41.8
合計	g/人・日	754.8	738.6	729.9	723.5

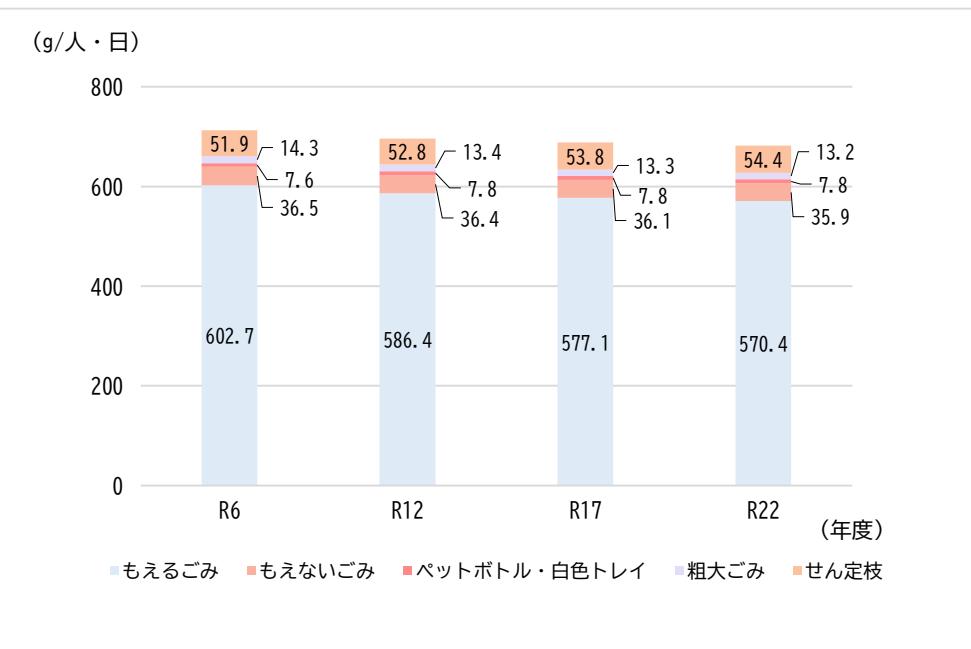


図1-5-4 1人1日当たりごみ排出量推計結果

》第6章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

本市では、行政・市民・事業者の三者が3R（Reduce：リデュース（排出抑制）・Reuse：リユース（再使用）・Recycle：リサイクル（再生利用））に取り組むことにより、循環型社会の構築を目指すことで、良好な環境と資源を引き継ぐ「持続可能な社会」を実現していきます。

また、第四次太宰府市環境基本計画の基本理念に準拠し、本計画の基本理念を同計画の重点戦略3「持続可能な脱炭素・循環型都市」としました。

施策においても、第四次太宰府市環境基本計画に記載された施策を踏襲したものとします。

持続可能な脱炭素・循環型都市

第2節 基本方針

本市は、これまでごみの分別収集、資源化等の実施により、「循環型社会」の構築に向けて取り組んでいるところです。

市全体でごみの減量を図るために行政だけでなく、市民、事業者それぞれが協力することが必要です。本市では市民、事業者の自主的な活動の促進を図るために、減量施策に関する情報発信と施策を推進し、三者協働の体制を構築するとともに、3Rについての観点から、ごみの減量化・再資源化を促進します。

本市の今後のごみ処理に関する重点施策を次のように定め、ごみの排出抑制及びごみの適正処理に向けて積極的に行動していくものとします。

<ごみ処理に関する重点施策>

1. ごみの排出抑制

行政、市民、事業者が協力して、それぞれの責任と役割分担の下に、ごみ排出抑制に取り組む。

2. 適切な循環利用の促進

ごみ問題やリサイクル等に関する情報を発信し、ごみの排出抑制やリサイクルの推進を促進する。

第3節 減量化・資源化の目標

ごみ排出量等の推計は、あくまで過去の動態に基づいた単純予測による推計結果であり、ごみ減量化及び資源化の施策等については考慮していません。

本節では、本市における減量化、資源化の目標を設定します。

1. 国・県の定める数値目標

国・県の定める計画における目標値を表1-6-1、1-6-2に示します。

表1-6-1 廃棄物処理法に基づく基本方針の目標値

	令和4年度（基準年度）	令和12年度（目標値）
一般廃棄物の排出量	-	令和4年度比で約9%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約496g	約478g
一般廃棄物の出口側循環利用率	約20%	約26%
1人1日当たりごみ焼却量	約679g	約580g
一般廃棄物の最終処分量	-	令和4年度比で約5%削減

表1-6-2 廃棄物処理施設整備計画の目標値

	令和5年度（基準年度）	令和9年度（目標値）
リサイクル率	20%	28%

2. 本計画における目標値の考え方

本計画の目標値は、国が令和7年2月に第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値と整合させる形で改定した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の基本方針のひとつである「1人1日あたりごみ焼却量580g(令和12年度)」の目標値を参照したものになります。

3. 本計画の減量化・資源化目標

本計画の減量化・資源化の目標を下記のとおりとします。

**目標 令和12年度に1人1日当たりのもえるごみの排出量を580gに削減
(計画目標年度には554gまで削減)**

4. 数値目標

1) 目標：令和12年度に1人1日当たりのもえるごみの排出量を580gに削減

「令和12年度に1人1日当たりのもえるごみの排出量を580gに削減(計画目標年度には554gまで削減)」を達成するためには、令和6年度実績から50g/人・日の削減が必要となります。

1人ひとりの減量への意欲がごみの排出量の減量につながるため、必要な施策を講じもえるごみの1人1日当たりの排出量について、表1-6-3に示す目標を達成することを目指します。

表1-6-3 もえるごみの1人1日当たりの排出量の目標

区分	単位	現状 (令和6年度)	中間目標 (令和12・17年度)		計画目標 (令和22年度)
1人1日当たりのもえるごみ排出量	g/人・日	604	580	569	554

第4節 減量化・資源化の目標達成に向けた施策

1. 市民・行政・事業者それぞれの施策

1) 市民における施策・役割

市民は、日常生活における廃棄物の排出抑制に努め、本市が実施する施策に積極的に協力します。また、ごみの減量とリサイクルを推進するために、次の取り組みを行うよう努めます。

- エコバックを外出時に常備し、無駄な包装を極力減らします。
- 詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選びます。
- 分別回収への協力、および古紙類をはじめとする資源ごみの地域回収に協力します。
- 集団回収運動に積極的に参加するよう努めます。
- リサイクル製品の積極的利用を心がけます。
- ごみ出しのルールを遵守し、不法投棄を行わないよう努めます。

2) 行政における施策・役割

本市は、循環型社会への取り組みの推進役としての役割をふまえ、一般廃棄物処理基本計画を策定するとともに、計画において定められた施策を着実に実施します。

また、新たなごみ減量化のための施策に取り組みます。

- 詰め替え製品の利用奨励や3010運動などの、日常的にリデュース(ごみの発生抑制)、リユース(再利用)を意識できる取り組みを推進します。
- 現在から目標達成時までの目標値に至るまでに解決すべき課題点を把握し、総合的なごみ減量活動の推進を行います。
- プラスチック製容器包装・製品が正しく分別されるように啓発します。
- 生ごみ処理機購入費補助金、ダンボールコンポストなどの活用推進、集団回収の利用促進を図ります。
- 市民・事業者に対してごみ出しルールの普及啓発を促進します。
- 高齢者・障がい者の方向けに実施している「高齢者等ごみ収集訪問サービス」の維持向上を図ります。
- 安全かつ効率的な収集・運搬体制の整備を図るとともに、周辺環境へ十分に配慮した日常の収集・運搬業務が行われるよう、収集・運搬業者に対する指導を実施します。

3) 事業者における施策

事業者は、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることで、その減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理します。

また、自らの責任と負担において、その事業活動にかかる製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めます。

- 製品を作る際にはその製品ができるだけ長く使えるように耐久性、修理性を意識した設計します。また、設計をする際にはできるだけ少ない材料、部品等で作れるよう、省資源化を意識した設計を検討します。
- 設計する製品は使用後、製品本体や部品の再利用化がしやすいように工夫します。
- 使用済みとなった自社製品の回収・リサイクルに努めます。
- 事業所から排出されるごみ(一般廃棄物、産業廃棄物)は適正に処理します。
- 産業廃棄物の処理を委託する場合は、マニフェストシステムに従い、委託した産業廃棄物が適正に処理されたか確認します。
- 非常災害時に危険物や有害物質を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、自らが所有する施設から発生する災害廃棄物を主体的に処理できる体制の構築について検討します。

第5節 収集・運搬計画

1. ごみの分別区分

ごみ分別区分については、現在のごみ分別区分(11ページ参照)にてごみ収集を行っていくものとします。

2. 収集運搬体制

ごみの収集運搬体制については、現在の収集体制を継続するものとします。ただし、引越しや大掃除等、一回のごみ排出量が多量になり、かつ自身での直接搬入ができない場合には、市から許可を受けた一時多量ごみ収集運搬業者との契約により収集を行っていきます。

事業系ごみについては、事業所と許可業者との契約により継続して適切な収集を行っていきます。

第6節 中間処理計画

1. もえるごみの処理

もえるごみの処理は、「福岡都市圏南部工場(クリーン・エネ・パーク南部)」の焼却処理施設で行っていきます。

同施設では国の基準よりも厳しい排ガスの自主規制値を設定するとともに、ごみの焼却にともなって発生する熱エネルギーを活用し高効率発電を行うなど、今後も周辺環境や地球環境に配慮した運営を心がけていきます。

2. もえないごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみの処理

もえないごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみは、「太宰府市環境美化センター」において、分別・破碎・圧縮処理又は民間業者に処理委託を行っていきます。

※太宰府市環境美化センターからの生成物について、金属類等の有価物は資源化、処理後の可燃性残渣はクリーン・エネ・パーク南部において焼却処理を行い、不燃性残渣は太宰府市環境美化センター内最終処分場において埋立処分を行っていきます。また、資源ごみについては、民間の資源化業者に有価物として売却していきます。

第7節 最終処分計画

ごみ焼却施設からでた焼却灰・飛灰は「グリーンヒルまどか」、「太宰府市環境美化センター」で埋立処理しており、今後も引き続き両施設を運用していきます。

第2編 生活排水処理基本計画

》第1章 生活排水処理の現況

第1節 生活排水処理の現況

1. 生活排水処理の体系

生活排水は、各家庭の台所や風呂等から排出される生活雑排水と、トイレから排出されるし尿排水の2種類に分けられます。以下に本市のそれぞれの処理体制を示します。

1) 生活雑排水の処理体制

各家庭の台所等から排出される生活雑排水のうち公共下道接続世帯や合併処理浄化槽設置世帯は、汚水を処理した後に河川等に放流されます。

2) し尿排水の処理体制

し尿汲み取り世帯及び浄化槽設置世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、「両筑苑し尿処理施設」にて適正に処理された後に河川等に放流されます。また、公共下道接続世帯から排出されるし尿排水は、終末処理場で適正に処理された後に河川等に放流されます。

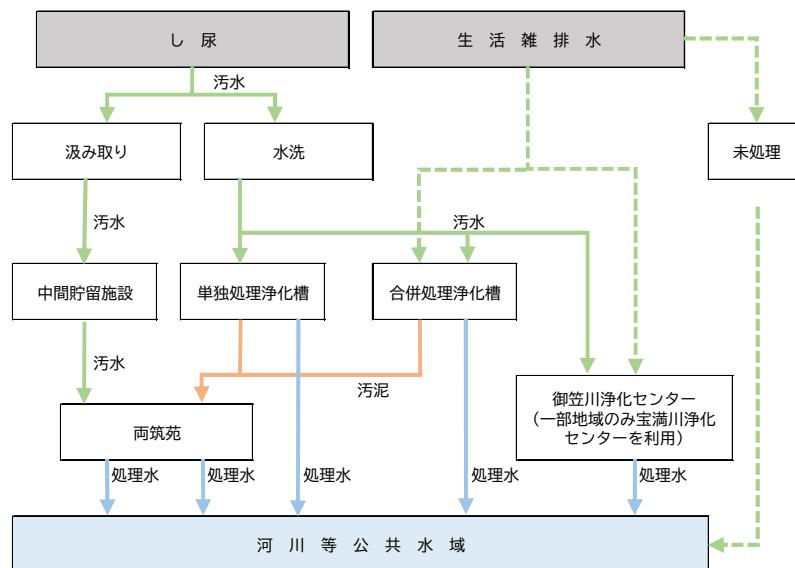


図 2-1-1 本市の生活排水の処理体制

2. 生活排水の処理主体

本市における生活排水(処理施設の種類)ごとの処理主体は、次のとおりです。

表 2-1-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる排水	処理主体
下水道	し尿 生活雑排水 工場排水等	福岡県 太宰府市
合併処理浄化槽	し尿 生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿処理施設	個人
し尿処理施設	し尿 浄化槽汚泥	両筑衛生施設組合

3. 施設整備計画の概要

下水道の整備計画は、次のとおりです。

表 2-1-2 下水道の整備計画

施設名	計画処理区域	計画概要	整備予定年度
下水道	太宰府市御笠川那珂川流域 関連公共下水道	計画処理人口 72,100人	～令和17年度
	宝満川上流流域 関連特定環境保全公共下水道	計画処理人口 250人	～令和17年度

4. し尿等処理経費

令和6年度のし尿処理事業費は約1,252万円でした。組合分担金の増加により、令和5年度に一時的に増加しましたが減少傾向となっています。

表2-1-3 し尿等処理経費の推移

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
し尿等処理	人件費	千円	1,070	1,043	1,124	1,114
	処理費	千円	306	312	344	303
	委託費	千円	5,690	4,853	4,840	4,924
	組合分担金	千円	4,648	4,851	4,423	7,205
	その他	千円	0	88	88	88
	小計	千円	11,714	11,147	10,819	13,634

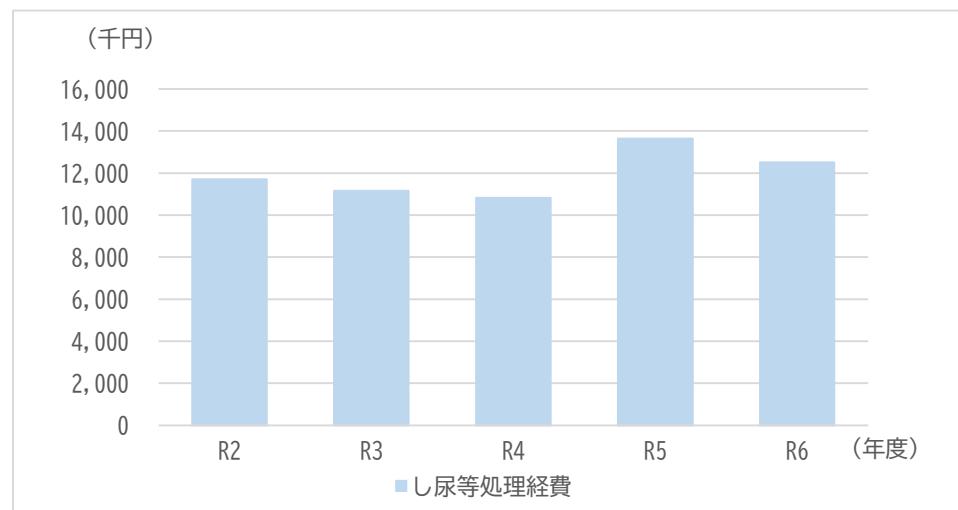


図2-1-2 し尿等処理経費の推移

第2節 生活排水の処理形態別人口の実績

本市における生活排水処理形態別の人口を以下の表 2-1-4 に示します。

表 2-1-4 過去 5 年間の生活排水処理形態別人口の実績

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
総人口	人	71,726	71,613	71,298	71,505	71,440
計画処理区域内人口	人	71,451	71,358	71,058	71,273	71,208
1. 汚水処理人口	人	70,855	70,767	70,496	70,727	70,809
下水道処理人口	人	69,811	69,727	69,441	69,672	69,609
水洗化率	%	97.3%	97.4%	97.4%	97.4%	97.4%
合併処理浄化槽人口(その他含む)	人	1,044	1,040	1,055	1,055	1,200
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口	人	415	412	424	424	286
単独処理浄化槽人口	人	415	412	424	424	286
3. 非水洗化人口	人	181	179	138	122	113
し尿収集人口	人	181	179	138	122	113
計画処理区域外人口	人	275	255	240	232	232
1. 汚水処理人口	人	163	158	144	143	116
合併処理浄化槽人口	人	163	158	144	143	48
その他	人	0	0	0	0	68
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口	人	98	87	86	79	63
単独処理浄化槽人口	人	98	87	86	79	63
3. 非水洗化人口	人	14	10	10	10	53
し尿収集人口	人	14	10	10	10	53
汚水処理率	%	99.4	99.4	99.4	99.4	99.6

※水洗化率 = 下水道処理人口 ÷ 行政人口

※汚水処理率 = 汚水処理人口 ÷ 行政人口



図 2-1-3 過去 5 年間の生活排水処理形態別人口の実績

第3節 し尿及び浄化槽汚泥収集量

し尿収集量及び浄化槽汚泥収集量の推移を表2-1-5に示します。令和6年度のし尿収集量は407.53kL/年、浄化槽汚泥収集量は876.25kL/年でした。浄化槽汚泥収集量については令和3年に一度収集量が減っているものの、その他はほぼ同様の数値で推移しており、1人1日当たりの排出量はほぼ横ばいとなっています。

表2-1-5 1人1日当たりし尿及び浄化槽汚泥排出量実績

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
収集人口	し尿	人	181	179	138	122	113
	浄化槽	人	1,459	1,452	1,479	1,479	1,200
年間収集量	し尿	kL/年	551.00	416.46	438.56	411.37	407.53
	浄化槽	kL/年	991.83	885.55	859.79	909.61	876.25
	計	kL/年	1,543	1,302	1,298	1,321	1,284
1日当たりの排出量	し尿	kL/日	1.51	1.14	1.20	1.13	1.12
	浄化槽	kL/日	2.72	2.43	2.36	2.49	2.40
原単位	し尿	L/人・日	8.34	6.37	8.71	9.24	9.88
	浄化槽	L/人・日	1.86	1.67	1.59	1.68	2.00

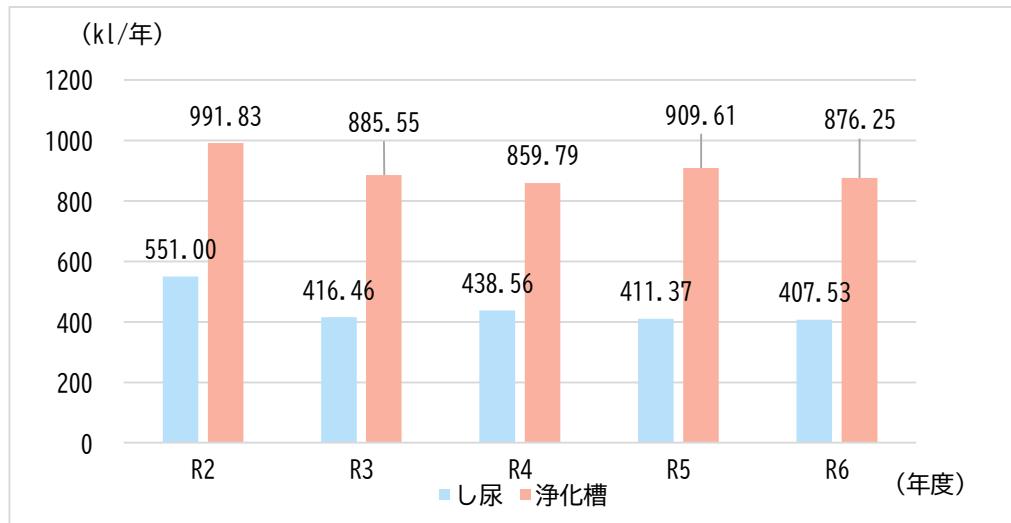


図2-1-4 し尿収集量及び浄化槽汚泥収集量の推移

第4節 前回計画の検証

1. 数値目標の検証

し尿浄化槽汚泥収集量の前回計画試算結果及び実績を表2-1-6に示します。

表2-1-6 し尿浄化槽汚泥収集量の計画値

数値目標項目	単位	基準年度	現状	中間目標年度	目標年度
		令和元(2019)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和12(2031)年度
し尿浄化槽汚泥収集量	kL/日	3.90	3.52	3.90	3.38
令和元(2019)年度比	%	-	90.3	110.8	86.7

第5節 施設概要

1. 下水道

本市の下水道は、昭和52年から御笠川那珂川流域関連公共下水道として事業に着手し、昭和57年から順次供用を開始しています。また、平成21年度から宝満川上流流域関連特定環境保全公共下水道として内山地区の整備を開始し、順次供用を開始しています。下水道終末処理場の概要は次のとおりです。

表2-1-7 下水道事業の概要

	下水道終末処理場	
	御笠川那珂川流域関連 公共下水道	宝満川上流流域関連 特定環境保全公共下水道
所管	福岡県流域下水道事務所	福岡県流域下水道事務所
施設名称	御笠川浄化センター	宝満川上流浄化センター
処理場面積	18.1ha	4.31ha
処理方式	嫌気無酸素好気法(担体投入型、ステップ流入式)+ 凝集剤添加+急速ろ過	高度処理オキシデーションディッチ法+急速ろ過法
計画汚水量	270,008m ³ /日(日最大)	16,318m ³ /日(日最大)
供用開始	昭和50年度	平成10年度
関連市町村	福岡市、春日市、大野城市、 太宰府市、筑紫野市、那珂川市	筑紫野市、太宰府市、筑前町

2. し尿処理施設

市内で収集されたし尿と浄化槽汚泥は、中継貯留施設にいったん集められた後、4市2町で構成する両筑衛生施設組合が管理するし尿処理施設「両筑苑」に搬入され、処理が行われています。

中継貯留施設の概要は次のとおりです。

表 2-1-8 中継貯留施設及びし尿処理施設

	し尿収集運搬中継貯留施設	し尿処理施設
所管	太宰府市	両筑衛生施設組合
施設名称	-	両筑苑
所在地	太宰府市連歌屋1-13-1	久留米市北野町今山2399
敷地面積	1,163m ²	24,374m ²
処理方式	-	標準脱窒素処理方式+高度処理
施設能力	貯留容量：150m ³ (し尿 110m ³ 、浄化槽汚泥 40m ³)	処理能力：300kl/日
供用開始	-	昭和57年度

第6節 生活排水処理における課題

本市の生活排水処理の現状をふまえた上で、課題は以下に示すとおりです。

課題 1	水洗化人口普及率の促進
本市の水洗化人口普及率および汚水処理普及率は、第四次太宰府市環境基本計画により令和12年度以降を97.5%とし現状維持の姿勢を見せていましたが、総人口の自然減のため水洗化人口普及率を維持し続けるには、下水道計画区域で未整備の区域における下水道整備や下水道計画区域外の区域では合併処理浄化槽の整備をすすめることにより、生活排水が未処理となっている人口を減少させていく必要があります。	

》第2章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

公共下水道の整備及び適切な、し尿・浄化槽汚泥の収集、浄化槽の保守点検を推進し、衛生的な水環境の回復保全に努めます。

＜生活排水処理に関する重点施策＞

1. 公共下水道事業の推進

今後も引き続き公共下水道の整備を進め、生活排水処理の対象範囲の伸延を図っていく。また、すでに公共下水道が整備されている区域においては、早期接続を促進する。

2. 浄化槽の適正な維持管理

適切な維持管理がなされていない浄化槽による水質汚濁を防止するため、浄化槽の維持管理は浄化槽管理者（浄化槽の設置者＝家主、事業主）の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられていることを周知・徹底し、浄化槽管理者等に対し適正な保守点検・清掃の実施、法定検査の受検等の重要性を理解・浸透させる。

3. し尿及び浄化槽汚泥収集・運搬体制の確保

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制は現行の体制を維持する。

第2節 生活排水処理の目標

1. 算出方法

生活排水処理形態別人口の将来予測の算出方法を表 2-2-1 に示します。

表 2-2-1 生活排水処理形態別人口の将来予測算出方法

生活排水処理形態		算出方法
処理人口 水洗化・生活雑排水	公共下水道	計画人口から合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取り人口を減じる
	合併処理浄化槽	浄化槽人口を推計し、令和 6 年度の浄化槽人口のうち合併処理浄化槽の割合で按分する
	合計	公共下水道 + 合併処理浄化槽
水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽)		浄化槽人口を推計し、令和 6 年度の浄化槽人口のうち単独処理浄化槽の割合で按分する
非水洗人口 (汲み取り人口)		過去の実績よりトレンド式にあてはめ、等差級数法を採用する

2. 生活排水処理形態別人口の将来予測

生活排水処理形態別人口を推計した結果を表 2-2-2 に示します。

表 2-2-2 生活排水処理形態別人口の予測結果

年 度		総人口	汚水処理人口			汚水処理普及率	生活排水未処理人口(単独処理浄化槽)	非水洗化人口(し尿収集人口)	単位：人
年	度		公共下水道人口	水洗化率	合併処理浄化槽人口(その他)				
実績	R2	71,726	69,811	97.33%	1,044	70,855	98.8%	415	181
	R3	71,613	69,727	97.37%	1,040	70,767	98.8%	412	179
	R4	71,298	69,441	97.40%	1,055	70,496	98.9%	424	138
	R5	71,505	69,672	97.44%	1,055	70,727	98.9%	424	122
	R6	71,440	69,609	97.44%	1,200	70,809	99.1%	286	113
	R7	71,641	69,814	97.45%	1,197	71,011	99.1%	285	113
予測	R8	71,841	70,016	97.46%	1,196	71,212	99.1%	285	113
	R9	72,042	70,219	97.47%	1,194	71,413	99.1%	285	112
	R10	72,242	70,422	97.48%	1,193	71,615	99.1%	284	112
	R11	72,443	70,624	97.49%	1,192	71,816	99.1%	284	112
	R12	72,643	70,827	97.50%	1,190	72,017	99.1%	284	112
	R13	72,544	70,731	97.50%	1,188	71,919	99.1%	283	112
	R14	72,446	70,635	97.50%	1,187	71,822	99.1%	283	112
	R15	72,347	70,539	97.50%	1,185	71,724	99.1%	282	112
	R16	72,249	70,442	97.50%	1,184	71,626	99.1%	282	111
	R17	72,150	70,346	97.50%	1,182	71,528	99.1%	282	111
	R18	71,996	70,196	97.50%	1,180	71,376	99.1%	281	111
	R19	71,842	70,046	97.50%	1,177	71,223	99.1%	280	111
	R20	71,687	69,895	97.50%	1,175	71,070	99.1%	280	111
	R21	71,533	69,745	97.50%	1,172	70,917	99.1%	279	110
	R22	71,379	69,595	97.50%	1,169	70,764	99.1%	279	110
予測根拠	①	②	③	④	⑥	⑦	⑧	⑨	
	人口ビジョン参考	①×③	第四次太宰府市環境基本計画より	令和6年度実績割合	②+④+⑤	⑥÷①	令和6年度実績割合	令和6年度実績割合	

※第四次太宰府市環境基本計画より令和12年度の水洗化率を97.5%とし以降は現状維持

※令和6年度実績のみ汚水処理人口に「その他」の項目が存在しているが、合併処理浄化槽人口と統一

3. 生活排水処理における数値目標

生活排水処理における数値目標を表 2-2-3 に示します。

水洗化人口普及率について、令和 6 年度実績 97.44% から、中間目標年度である令和 12・17 年度、令和 22 年度ともに 97.50% と総人口減少にともなう汚水処理人口の減少を考慮して、現状維持を目指すこととします。

表 2-2-3 生活排水処理における数値目標

	単位	現状 (令和 6 年度)	中間目標年度 (令和 12・17 年度)	計画目標年度 (令和 22 年度)
水洗化人口普及率	%	97.44	97.50	97.50

4. し尿及び浄化槽汚泥収集量

1) 算出方法

し尿及び浄化槽汚泥収集量について、過去 5 年間の実績をもとに将来推計を行いました。し尿及び浄化槽汚泥収集量の算出方法を図 2-2-1 に示します。

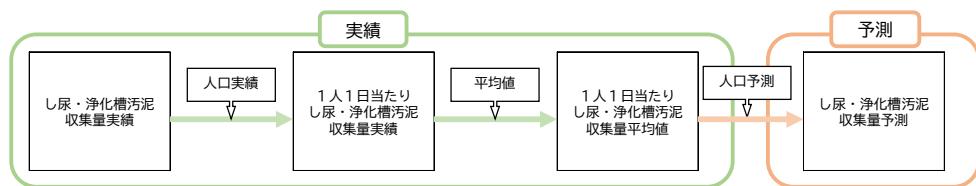


図 2-2-1 し尿及び浄化槽汚泥収集量の将来予測算出方法

2) し尿及び浄化槽汚泥の将来予測

し尿及び浄化槽汚泥量を推計した結果を表 2-2-4 に示します。

表 2-2-4 し尿及び浄化槽汚泥量の予測結果

年 度		し 尿			浄化槽汚泥			合 計	
		人 口 (人)	原単位 (L/人・日)	搬入量 (kL/年)	人 口 (人)	原単位 (L/人・日)	搬入量 (kL/年)		
実 績	R2	181	8.34	551.00	1,459	1.86	991.83	1,543	4.2
	R3	179	6.37	416.46	1,452	1.67	885.55	1,302	3.6
	R4	138	8.71	438.56	1,479	1.59	859.79	1,298	3.6
	R5	122	9.24	411.37	1,479	1.68	909.61	1,321	3.6
	R6	113	9.88	407.53	1,200	2.00	876.25	1,284	3.5
予 測	R7	113	9.88	408	1,197	2.00	874	1,282	3.5
	R8	113	9.88	408	1,196	2.00	873	1,281	3.5
	R9	112	9.88	404	1,194	2.00	872	1,276	3.5
	R10	112	9.88	404	1,193	2.00	871	1,275	3.5
	R11	112	9.88	404	1,192	2.00	870	1,274	3.5
	R12	112	9.88	404	1,190	2.00	869	1,273	3.5
	R13	112	9.88	404	1,188	2.00	867	1,271	3.5
	R14	112	9.88	404	1,187	2.00	867	1,271	3.5
	R15	112	9.88	404	1,185	2.00	865	1,269	3.5
	R16	111	9.88	400	1,184	2.00	864	1,264	3.5
	R17	111	9.88	400	1,182	2.00	863	1,263	3.5
	R18	111	9.88	400	1,180	2.00	861	1,261	3.5
	R19	111	9.88	400	1,177	2.00	859	1,259	3.4
	R20	111	9.88	400	1,175	2.00	858	1,258	3.4
	R21	110	9.88	397	1,172	2.00	856	1,253	3.4
	R22	110	9.88	397	1,169	2.00	853	1,250	3.4
予測根拠		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
人口予測より		令和6年度実績	①×②×365日÷10^4	人口予測より	令和6年度実績	①×(④+⑤)×365日÷10^4	③+⑥	⑦÷365日	

※浄化槽等人口は、合併浄化槽人口、単独浄化槽人口の合算値

※浄化槽等汚泥は、合併浄化槽汚泥、単独浄化槽汚泥の合算値

第3節 生活排水処理の目標達成に向けた施策

1) 生活排水処理における施策・役割

生活排水処理は、快適な日常生活を営むうえで不可欠であるばかりでなく、河川等の公共用水域の水質保全に大きく寄与するものです。

本市では、生活排水処理についての施策を次のとおりとします。

地域の特性に応じた適切な生活排水処理体制を整備するとともに、その普及率の向上に努めます。

- 浄化槽管理者等に対し、適正な保守点検・清掃の実施、法定検査の受検等の重要性を理解・浸透させていきます。
- 公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域内の住宅については、早期の接続を促し、水洗化率の向上を図ります。
- し尿の収集・運搬は周辺環境に配慮しつつ衛生的かつ安全な収集・運搬体制を維持できるよう、収集・運搬業者への指導を検討します。

第4節 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、今後も現状と同様に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき許可された一般廃棄物処理業者及び浄化槽法第35条第1項の規定に基づき許可された浄化槽清掃業者によって行うものとします。

1. 収集・運搬体制の主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、現行の体制を維持し、許可業者による収集・運搬を行います。

2. 収集対象区域

収集対象区域については、市全域とします。

第5節 中間処理計画

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理は、し尿受入施設の供用開始までは引き続き、「し尿処理施設両筑苑」において適正に処理をするものとします。

また、公共下水道の整備を推進し、当該整備地域内の市民に対し、公共下水道への接続を推進します。

第6節 最終処分計画

し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生する残渣物(脱水し渣)も、乾燥後のし尿処理汚泥とともに焼却処理し、その焼却灰は緑農地還元を行っており全量再資源化されていることから、今後も諸条件の変更がない限りは現行体制を継続していきます。

し尿処理施設は、供用開始から43年が経過していることから、両筑衛生施設組合と連携して、適切な管理と機能維持に努めるとともに、必要な整備を図っていきます。